奈良県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月１０日

奈良県広域水道企業団企業長　山下　真

奈良県広域水道企業団規則第２号

奈良県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

奈良県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する規則（令和７年３月規則第１７号）の一部を次のように改正する。

別記様式（第４条関係）（注）③中「シニア海外ボランティア」を「シニア海外協力隊」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。